

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	公募投資信託等の内外二重課税の調整
金融02	投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	公募投資信託等の内外二重課税の調整
税 目	法人税、法人住民税
区 分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本要望は、現行の投資信託等に係る内外二重課税の調整方法(所得税法第176条第3項、4項、租税特別措置法第67条の15第4項等)が一定の場合には認められていないという状況に鑑み、より効率的かつ有効な二重課税排除措置を講じることを求めるものである。したがって、本要望の性質上、制度改正により即目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。</p> <p>② 上述のとおり、制度改正により目標が達成されるものであることから、平成30年税制改正において定められる本制度改正の施行日が達成すべき時期となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>制度改正によって、投資対象に海外資産を含む公募株式投資信託が支払った外国税と、これらに投資する投資家が支払う所得税の間において、一律に二重課税の調整が図られるため、本措置の性質上、将来の適用数を定量的に予測することは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>二重課税調整措置の見直しが行われた結果、実際に徴収される税額が減少することがあったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた（すなわち、二重課税が解消されていなかった）にすぎず、そのことを以って減収と考えべきではない（本来徴収されるべきでなかった税金の額については、精査中である）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果について、「本措置による国際的・二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>② 達成目標（公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること）に対する将来の効果（本措置による国際的・二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる）の寄与について、説明がされておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 将来の効果は「税の中立性」という定性的なものであり、定量的に示すことはできない。</p> <p>② ①同様に、将来の効果は「税の中立性」という定性的なものであり、定量的に示すことはできないため、どの程度達成目標に寄与するののかも示すことはできない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公募投資信託等の内外二重課税の調整
2	対象税目	(国税 15)(法人税:義) (地方税 13)(法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。 については、我が国においても、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じるよう求めるもの。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2 等
4	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること 《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成 22 年 7 月 29 日) ・ 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・ 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・ 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき
		②: 政策体系における政策目的の位置付け Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。
		①: 適用数等 外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		②: 減収額 二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
9	相当性	③: 効果・税収減是認効果 《効果》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
10	有識者の見解	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —
		③: 地方公共団体が協力する相当性 —
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価:平成 28 年 8 月

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本税制改正のみによって投資法人の活動の制約が解消する投資法人数を予測することは困難である。ただし、不動産証券化市場の活性化については、その他の政策も実施することによって未来投資戦略2017に掲げられている「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増する」が目標とされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「上場不動産投資法人」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本特例の適用対象となる投資法人は、上場不動産投資法人及び私募不動産投資法人である。なお、私募不動産投資法人の数については、下記のとおり。</p> <p>また、『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』には本特例の適用回数が記載されており、不動産投資法人のほとんどが6ヶ月決算であることから、上記報告書の数字は適用対象社数を記載するものではない。そのため、当庁において、事前評価書のとおり適用数を把握している。</p>
<p>平成23年6月末 2</p> <p>平成24年6月末 3</p> <p>平成25年6月末 6</p> <p>平成26年6月末 8</p> <p>平成27年6月末 13</p> <p>平成28年6月末 18</p> <p>平成29年6月末 22</p>
<p><データ根拠></p> <p>不動産証券化協会より</p> <p>上場不動産投資法人 http://i-reit.jp/statistics/ 私募不動産投資法人 https://www.ares.or.jp/investigation/pdf/shibo_201706.pdf</p>

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（平成30年度から32年度まで）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（平成29年度）について、「上場不動産投資法人」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本特例の将来の適用数は、将来的にいくつの上場不動産投資法人が設立されるかに依存するため、現段階で将来の適用数を明示することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 点検項目(2)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>本特例の要件を満たす投資法人のみが、上場不動産投資法人または私募不動産投資法人として設立可能である。したがって、本特例の性質上、税収額を生じさせるものではない（仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもその課税対象たる投資法人が存在していなかったことになる。）。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>投資法人の課税の特例がない場合には、投資法人制度自体が成立せず、そもその課税対象が生じていなかったと考えられることから、措置の拡充により税収減を生じさせるものではない。差額については、将来設立される投資法人の数に依拠するため、将来推計の明示は困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
--

<p>【金融庁の補足説明】 投資法人に係る課税の特例により、投資法人の活動の制約が解消されたこともあり、J-REIT 市場は時価総額 11.6 兆円の規模に成長した。</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「J-REIT 市場は時価総額 11.6 兆円の規模に成長した」との説明では、過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）に対する将来の効果について、「本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する」と説明されているが、定量的に予測されていない。 ② 達成目標（投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること）に対する効果（本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する）の寄与について、説明がされておらず、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】 ① 上記（3）の理由により、将来推計の明示は困難なため、記載していない。 ② 本税制改正のみによって投資法人の活動の制約が解消する投資法人数等を予測することは困難である。ただし、不動産証券化市場の活性化については、その他の政策も実施することによって未来投資戦略 2017 に掲げられている「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増する」が目標とされている。</p>
<p>【点検結果】 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(4)過去の減収額が把握されておらず、(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【金融庁の補足説明】欄には、金融庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正
2	対象税目	(国税 17)(法人税:義) (地方税 15)(法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
4	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年~平成 29 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。 平成 27 年度改正で「税金不一致」問題解消等の手当がされた。 平成 28 年度改正で一次差異等調整引当額について所要の措置が行われた。
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋) 「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一貫性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券</p>

		等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。
9	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末) 上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末) 上場不動産投資法人 55 社(平成 28 年 7 月末) 上場不動産投資法人 58 社(平成 29 年 7 月末)</p> <p>私募不動産投資法人 2 社(平成 23 年 6 月末) 私募不動産投資法人 3 社(平成 24 年 6 月末) 私募不動産投資法人 6 社(平成 25 年 6 月末) 私募不動産投資法人 8 社(平成 26 年 6 月末) 私募不動産投資法人 13 社(平成 27 年 6 月末) 私募不動産投資法人 18 社(平成 28 年 6 月末) 私募不動産投資法人 22 社(平成 29 年 6 月末)</p> <p>なお、上記法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 379.601 百万円(平成 27 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p> <p>②: 減収額</p> <p>-</p>

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそも課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。</p> <p>他の政策手段は無い。</p> <p>税収減は生じないと考えられるので、相当である。</p>
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月

